

第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（素案）の概要について

温暖化対策課

計画策定の背景

- 本県では2011(平成23)年度から、現計画に基づき温暖化対策を推進してきたが、東日本大震災以降、温室効果ガスの排出量は増加傾向にある。
- 今年5月までに、温暖化対策に係る国際的な枠組みや国の地球温暖化対策計画が策定されたことを踏まえ、第2次計画を策定し、地球温暖化対策を一層推進する。

計画の性格と期間

- 計画の根拠法令、性格
 - ・ 地球温暖化対策推進法第21条に基づく「地方公共団体実行計画」
 - ・ 県地球温暖化対策推進条例第7条に基づく「地球温暖化対策推進計画」
- 計画期間
 - 2017(平成29)年度から2030(平成42)年度まで

計画の推進体制

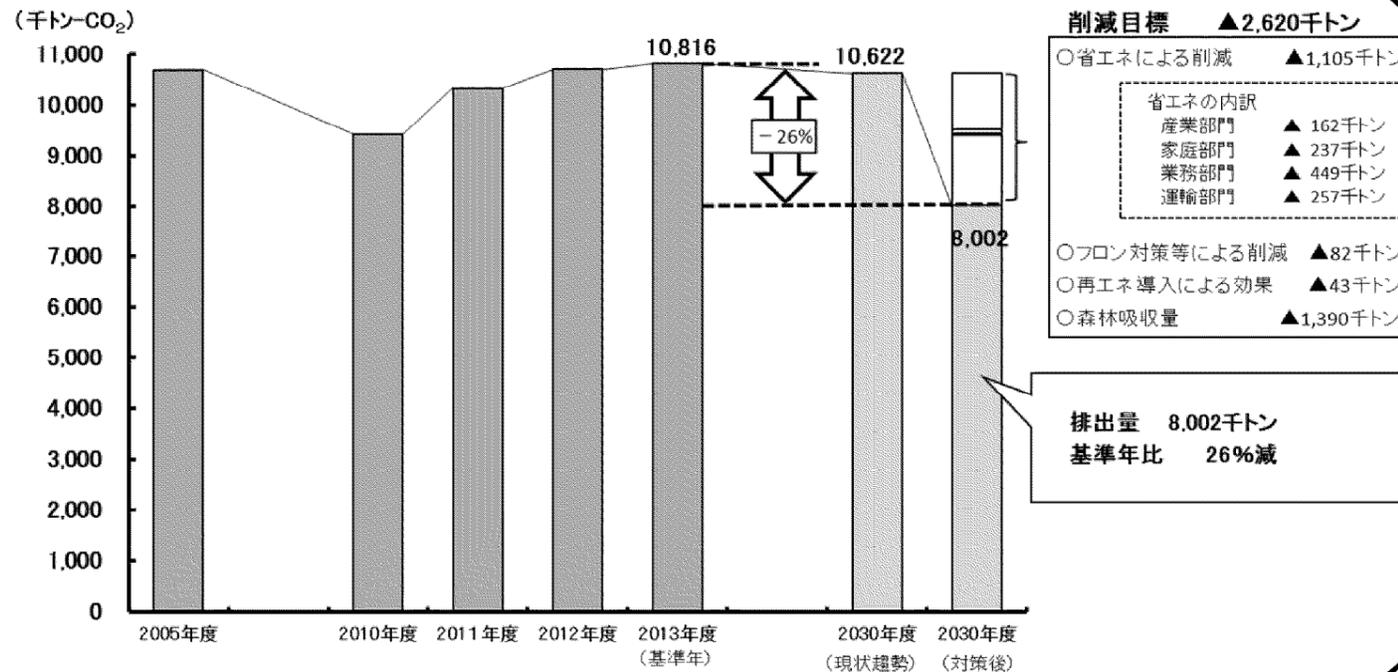
- 県、市町村、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、商工団体等で構成する「ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議」を中心に、官民一体となって行動
- 毎年度、各施策の実施状況、温室効果ガス排出量を公表

温室効果ガス排出削減の目標

【2030年度の温室効果ガス排出量の目標】
 2013年度（基準年） 1,081万6千トン-CO₂
 2030年度（目標年） 800万2千トン-CO₂
 基準年比 ▲ 26%

【重点的に取り組む対策】

- 省エネ対策の推進
 - ・ 住宅等の高断熱化
 - ・ 省エネ家電等への切替
 - ・ 節電等の省エネ行動
- フロンの排出抑制対策の推進
- 再生可能エネルギーの導入の推進
- 森林吸収量の確保



本県における適応策

（気候変動による悪影響への対応）

- 本県の平均気温は100年あたり1.4℃の割合で上昇しており、猛暑日、熱帯夜の年間日数も増加した。今世紀末、年平均気温は約3℃上昇し、大雨の発生回数は増加、年間降雪量は減少すると予測されている。
- 現在、高温や渇水による障害が農業分野等において確認されている。将来は、農業分野に加え、渇水や洪水によるインフラへの影響が懸念される。
- 県では、農業分野において高温耐性品種の開発等の取組を実施してきた。今後は、これまでの取組に加え、国の「気候変動の影響への適応計画」を踏まえ、防災・減災対策に取り組む。

温室効果ガス排出抑制等に関する主な施策

省エネルギー対策の推進

- 「ストップ・ザ・温暖化あきた」官民一体の行動
- ・ 住宅や建築物の高断熱化（新規）
 - ・ 「5つ星家電」や家庭用高効率給湯機器の選択（新規）
 - ・ 業務用高効率機器の導入（新規）
 - ・ 節電等の省エネ行動の実施
 - ・ エネルギー管理システム等の導入によるエネルギー使用量の「見える化」（新規）
 - ・ 燃料電池自動車等の普及（新規） 等

省エネ以外の排出抑制等対策の推進

- ・ 家電（冷蔵庫等）のノンフロン化及びフロン回収
- ・ 業務用空調機等の適正管理及びフロン回収（新規）
- ・ 自動車フロンの適正処理
- ・ 木材利用によるCO₂の固定（新規）
- ・ 省エネ・再エネに係る技術研究開発（新規） 等

再生可能エネルギー等の導入の推進

- ・ 再生可能エネルギー（風力、地熱、太陽光、水力、バイオマス）による発電の拡大
- ・ 再生可能エネルギー（太陽熱、バイオマス、温度差熱、雪氷熱）の熱利用の拡大
- ・ 燃料電池、次世代自動車等の普及（新規）

森林の保全・整備によるCO₂吸収促進

- ・ 森林の整備
- ・ 松くい虫及びびナラ枯れ対策
- ・ 県民参加による森林づくり

環境教育や普及啓発活動を通じて県民運動を展開し、「ストップ・ザ・温暖化あきた」を実現